

1. 件名：中国電力(株)島根原子力発電所第2号機シュラウドサポートのひび割れに係る評価結果の報告に関する面談

2. 日時：令和4年11月10日(木) 13時30分～14時10分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

上田企画調査官、渋谷上席原子力専門検査官、森田上席原子力専門検査官、種市主任原子力専門検査官

中国電力(株) 原子力設備Grマネージャー 他4名

5. 要旨

○中国電力(株)より、第17回定期検査において確認した島根原子力発電所第2号機シュラウドサポートのひび割れについて、原子炉等規制法第43条の3の16第4項の規定に基づく評価結果の報告を作成中であり、来年2月初旬頃に提出する見込みであるとの説明があった。

○原子力規制庁より、法令に基づき、評価を行った後、速やかに報告するよう伝えるとともに、以下の点について申し伝えた。

- ・当該ひび割れは既に除去され、ひび割れの起点となったアクセスホールカバーは溶接構造からボルト締め構造に変更して補修されており、ひび割れが再発する可能性はないことから、報告された内容に対する原子力規制庁による技術的な検証は行わない。
- ・一方、過去に海外で同様の事象が確認された際、同箇所を水平展開の対象としなかった点については、報告の際に併せて説明すること。

○中国電力(株)から了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：島根原子力発電所2号機 アクセスホールカバー取付溶接部ひび発生に伴うシュラウドサポート欠陥評価に係る報告手続き等について